

2019年4月5日

埼玉縣信用金庫

10連休に関する法人（事業主）のお客さまへのご案内

日頃より埼玉縣信用金庫をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

2019年5月1日（水）に新天皇のご即位に伴う改元が行われ、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が公布・施行されたことにより、4月27日（土）から5月6日（月・祝）にかけて10連休となります。

埼玉縣信用金庫においては、法人（事業主）のお客さまの資金繰りに支障が生じないよう取り組んでおりますが、お手数をおかけする場合がございます。

つきましては下記の通りご案内いたしますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

●10連休に関するご案内について

- ・10連休中は、支店窓口は原則休業させていただきます。お手数をおかけいたしますが、資金繰り等のご相談につきましては、事前に余裕を持ってお取引店までご相談くださいますようお願い申し上げます。
- ・また、休業にともない、10連休前後は、支店窓口等の混雑が予想され、お手続きに通常よりお時間を要する場合がございます。つきましては、ご来店・お手続きは余裕を持ってご対応いただきますよう併せてお願い申し上げます。
- ・10連休中にATMにて多額の現金の引出し、多額な振込を予定されている場合には、事前に窓口にお戻し限度額引上げをお申し出くださいますようお願い申し上げます。

以上